

令和7年6月30日

令和7年第2回貝塚市議会定例会会議事項

(議会議案関係)

目 次

| 議 案 | | 事 件 名 | 頁 |
|----------|----|--|---|
| 種別 | 番号 | | |
| 議会 議案 | 6 | 貝塚市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件 | 3 |
| 〃 | 7 | 貝塚市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件 | 5 |
| 〃 | 8 | 貝塚市職員任用委員会に対し、採用試験の個人面接官を市長に依頼しないことを求める意見書の件 | 8 |

議会議案第 6 号

貝塚市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 30 日提出

提 出 者 貝塚市議会運営委員会
委 員 長 食野 雅由

貝塚市条例第 号

貝塚市議会委員会条例の一部を改正する条例

貝塚市議会委員会条例（昭和42年貝塚市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の 1 条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第14条の 2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第19条第 1 項の秘密会は、この限りでない。

（1）大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

（2）育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第 1 項の規定により開会された委員会にオンラインによる方法で出席する委員は、当該委員会に出席しているものとみなしてこの条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第20条に次の 1 項を加える。

2 第14条の 2 第 1 項の規定によりオンラインによる方法で委員会が開会されている場合において、前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で出席するときは、あらかじめ議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第24条第 1 項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第 2 項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第27条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第28条第 3 項中「第25条（公述人の発言）、第26条（委員と公述人の質疑）及び第27条（代理人

又は文書による意見の陳述)」を「前3条」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会議案第7号

貝塚市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件

貝塚市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

令和7年6月30日提出

提出者 貝塚市議会運営委員会
委員長 食野 雅由

貝塚市議会規則第 号

貝塚市議会会議規則の一部を改正する規則

貝塚市議会会議規則（昭和42年貝塚市議会規則第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「、参考人」を「及び参考人」に、「第95条」を「第95条の2」に改める。

第2条の見出し中「欠席」の次に「、遅刻又は早退」を加え、同条第1項中「のため出席できない」を「により、欠席、遅刻又は早退をする」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

第3条中「また」を「、また」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合で緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第15条中「再び」を「、再び」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従い」に、「投票を備え付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第37条第1項中「事件は」の次に「、第142条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き」を加える。

第44条第2項中「審査を終らなかつた」を「審査又は調査を終らなかつた」に、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第55条第2項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第64条本文中「第56条」の次に「（質疑の回数）」を、「第60条」の次に「（質疑又は討論の終結）」を加える。

第65条中「又は」を「、又は」に改める。

「第9節 公聴会、参考人」を「第9節 公聴会及び参考人」に改める。

第81条第1項中「という。）は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削る。

第85条第2項中「第82条」の次に「（公述人の発言）」を加える。

第86条中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改める。

第87条中「（会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。）」を削る。

第89条中「（会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第92条の見出し中「欠席」の次に「、遅刻又は早退」を加え、同条第1項中「のため出席できない」を「により、欠席、遅刻又は早退をする」に改める。

第2章第1節中第95条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第95条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第101条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第118条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第119条に次の1項を加える。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第125条中「取消し」を「取り消し、」に改める。

第126条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「その他」を「その他の」に、「しがたい」を「し難い」に、「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読により配布に代えることができる。

第128条中「前節」を「前章第4節」に改める。

第130条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第140条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第5項を削り、同条第6項中「承認」を「許可」に改め、同項を同条第5項とし、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を

得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第145条を削る。

第144条中「市長」を「、市長」に、「を適当と認めるものについては」を「に決したものについては、」に改め、同条を第145条とする。

第143条第1項中「意見を付け、」を削り、同条第2項中「関係機関へ」を「関係機関に」に改め、「認めるもの」の次に「並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるもの」を加え、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第143条を第144条とする。

第142条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第142条を第143条とし、第141条の次に次の1条を加える。

(請願の委員会付託)

第142条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

第146条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第153条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物で議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第158条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第162条中「議決することは」を「議決することが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第162条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議会議案第 8 号

貝塚市職員任用委員会に対し、採用試験の個人面接官を市長に依頼しないことを求める意見書の件

貝塚市職員任用委員会に対し、採用試験の個人面接官を市長に依頼しないことを求め、本市議会は次のとおり意見書を提出するものとする。

令和 7 年 6 月 30 日提出

提出者 貝塚市議会運営委員会
委員長 食野 雅由

貝塚市職員任用委員会に対し、採用試験の個人面接官を市長に依頼しないことを求める意見書

貝塚市職員任用委員会（以下、「任用委員会」という。）は、地方公務員法に基づき成績主義の原則により、職員の採用試験を実施しており、その結果に基づき任用候補者名簿を作成し、市長に具申することとしている。

任用の権限自体は任命権者である市長にあるが、任用委員会は、組織や財政に関して、市長の調整権限に服することはあっても、市長の権限から独立した行政機関であり、政治的中立性、公平、公正が強く求められる。

しかしながら、任用委員会は選挙で選ばれた市長を個人面接官に指名している。市長が個人面接官になることは、政治的影響力が介入する、あるいは介入できる可能性がある。また、選挙において、政治的な人脈、功労者たちに報いることを優先される可能性もある。

以上のことから、任用委員会が実施する職員採用試験は、政治的中立、公平、公正を担保し、全く非の打ち所がない採用試験にしなければならない。

よって、本市議会は任用委員会に対し、市長への面接官の依頼をとりやめるよう求める。

令和 7 年 6 月 30 日

貝塚市議会